

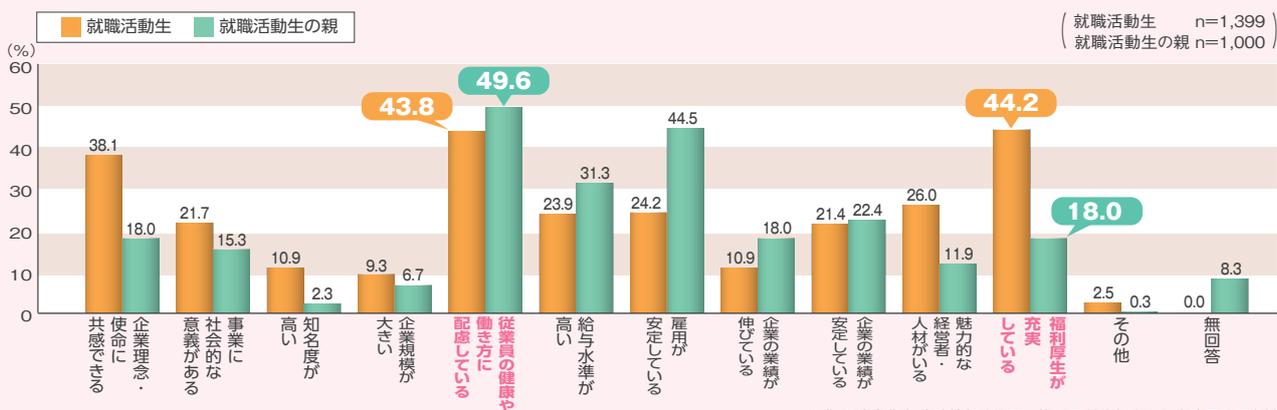
休業補償プラン

(団体総合生活保険)

中央会の制度を利用して、充実した福利厚生制度を構築!

人材の定着・採用の観点から、福利厚生制度の充実が求められています。

就職活動生と親の関心事 ●就職活動生…将来、どのような企業に就職したいか。●就職活動生の親…どのような企業に就職させたいか。



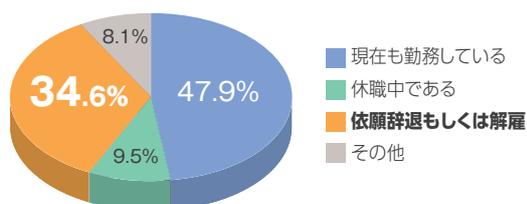
治療と仕事の両立を支援する体制整備が、優秀な人材をつなぎとめることにつながります。

●「仕事と治療の両立支援」に関する2つの配慮義務

- ①安全配慮義務(労働契約法)
- ②雇用継続配慮義務(がん対策基本法)(2016年12月法改定)

●がんと診断された後に1/3を超える人が、依願退職もしくは解雇となっている。

がん診断後の就労状況の変化



- がん診断後に依願退職もしくは解雇となっている人は**34.6%**
- がんになっても安心して仕事を続けるために必要と考えることの第1位は「症状に合わせて勤務時間を短縮できる制度」、第2位は「長期の休職や休暇制度」

そこで、中央会の休業補償プランが
お役に立ちます!!

中央会の休業補償プラン導入のメリット

- 1 高い団体割引(20%)の適用により、従業員のみなさまが割安で幅広い補償にご加入いただけます。
- 2 スマホやパソコンによるWeb手続きで、簡単にご加入いただけます。
- 3 本制度導入における企業の費用負担、事務負担はございません。

充実した福利厚生制度の構築

● 幅広い補償のラインナップ ● 高い団体割引

従業員を取り巻くリスクを補償する幅広いプランをご用意しております。
中央会の団体割引20%で割安に加入ができます。

がん診断され、 がん治療をした	病気で入院・手術した	ケガをした	他人にケガをさせた・ 他人のものを壊してしまった	病気やケガで働けなくなった	要介護状態になった
がん補償	医療補償	傷害補償	個人賠償責任補償	一年休業補償 長期休業補償	介護補償

がん補償・医療補償・傷害補償・個人賠償責任補償は加入対象者が拡大し、中央会会員および中央会会員である事務所に勤務されている方およびそのご家族まで*1ご加入いただけるようになりました。
*1 家族の範囲は中央会会員および中央会会員である事務所に勤務されている方の配偶者、子供、両親、兄弟および同居している親族*3をいいます。
*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

従業員のみなさまの加入のメリット

がん補償

1 がんの治療実態に合わせた最新補償をご用意!

がん診断保険金の補償(早期治療)、がん通院保険金最大 425 日補償(通院日数の拡大に対応)、抗がん剤・がん先進医療・患者申出療養補償など、がんの治療実態に合わせた補償をご用意しています。

医療補償

2 もしもの病気による入院・手術に備えた医療補償をご用意!

病気による入院保険金や手術保険金、先進医療を受けた場合の補償をご用意しています。

傷害補償

個人賠償責任補償

3 日常生活でのケガによる入院・手術・通院、 他人への法律上の賠償等を補償する傷害・個人賠償責任補償をご用意!

自転車による他人への賠償も対象となります。近年加入の義務化が進んでいる自転車事故の備えにも対応します。

長期休業補償

一年休業補償

4 話題の就業不能(長期休業補償は就業障害)補償をご用意!所定の精神障害・天災危険もサポート!

病気やケガで就業不能(長期休業補償は就業障害)になった場合の月々の所得を補償します。近年増加している精神障害による休業も補償します(長期休業補償は最大2年間が限度)

介護補償

5 介護が必要になったときの初期費用への補償をご用意!

所定の要介護状態になった場合、介護保険金(一時金)を支給します。

がん補償

医療補償

傷害補償

個人賠償責任補償

長期休業補償

一年休業補償

介護補償

6 充実した付帯サービスを用意!

おからだの不安やメンタルヘルスに関することを相談できる「メディカルアシスト」、「メンタルヘルス電話相談」*3 や、介護に関する相談ができる「介護アシスト」など無料の付帯サービスが充実しています。

(*3) 「メンタルヘルス電話相談」は長期休業補償のみ対象サービスの詳細はパンフレット「付帯サービス」をご参照ください。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

そして、中央会の休業補償プランなら簡便なWebによる加入手続きが可能です!^{*4}

(*4) Web募集の場合、取扱いできない補償やプランなどがあります。詳細は下記お問い合わせ先までご連絡ください。

●この保険契約は、全国中小企業団体中央会を契約者とし、中央会会員等を保険の対象とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全国中小企業団体中央会が有します。「中央会の休業補償プラン」は、本制度のベネフィットです。

●保険の対象となる方:(1)全国中小企業団体中央会または都道府県中小企業団体中央会の会員である団体・協同組合に加入している会員 (2)会員企業の役員・従業員 (3)全国中央会・都道府県中央会、およびそれらの会員である団体、協同組合の職員 (4)「一年休業補償のみ」(1)、(2)および(3)の方の配偶者(家事従事者に限る)を含みます。

(5)「介護補償のみ」(1)、(2)および(3)の方の両親、配偶者および配偶者の両親を含みます。(6)がん補償、医療補償、傷害補償、賠償責任に関する補償のみ、(1)、(2)および(3)の方の配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟、(1)、(2)および(3)の方の同居されているご親族を含みます。

代理店は東京海上日動火災保険(株)との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店との間で有効に成立したご契約につきましては東京海上日動火災保険(株)と直接締結されたものとなります。

このチラシは団体総合生活保険の概要をご紹介します。詳細はご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款および特約によります。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、約款は必要に応じ団体までご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

団体名・組合名

お問い合わせ先
【取扱代理店】

【引受保険会社】
東京海上日動火災保険株式会社